

令和元年7月5日 制定（国空航第625号）
令和6年3月29日 最終改正（国空安政第3003号）

航空局安全部安全政策課長

航空機乗組員の乗務割について

1. 目的

本基準は、運航規程審査要領細則（平成12年1月28日制定 空航第78号）第2章5-1-1の規定に基づき、運航規程に規定する航空機乗組員の乗務割に係る事項の審査を行うに当たって必要な細目を定めることを目的とする。

2. 用語の定義

(1) 乗務時間

航空機が離陸のために所定の場所で移動を開始してから着陸後所定の場所で停止するまでのことをいう。（一般的に使用されるブロックタイムと同義）

(2) 飛行勤務時間

乗務を伴う一連の勤務であって、会社指示で行われる全ての業務（乗務、地上業務、訓練、移動（通勤を除く）等）のために勤務を開始した時から最後の乗務が終了するまでのことをいう。一連の勤務内に乗務を行わない場合は、飛行勤務時間には含まれない。

(3) 勤務時間

会社指示により業務を開始した時から全ての業務を終了するまでの時間

(4) 休養

会社の全ての業務から解放されている状態

(5) 休息

飛行勤務時間内において、一時的に業務から解放されている状態

(6) 待機

乗務が未定の場合であって、業務開始前に行われる会社からの指示により、業務の割り当てに常に対応できることが求められている状態

(7) 本拠地

航空機乗組員が通常、業務を開始及び終了する場所として、会社が指定する唯一の場所

(8) WOCL (Window of Circadian Low)

身体的低調期(2:00 から 5:59までの時間帯)

(9) 不測の事態

急な気象変化、機器の故障、又は交通状況による遅延等、事前に予測することができない事態

3. 乗務割の基準

航空機乗組員の乗務割を以下の各基準に従い定めるとともに、勤務時間を乗務時間及び乗務時間以外の勤務時間により制限すること。

(1) 乗務時間

① 1回の飛行勤務時間内における乗務時間の上限

a) 2名の操縦士による運航

1回の飛行勤務時間内における航空機乗組員の乗務時間が表1に示す時間を超えないこと。

表1 乗務時間の上限

飛行勤務開始時刻*	1回の飛行勤務時間内において予定する飛行回数	
	2回以下	3回以上
0:00～4:59	9時間	8時間
5:00～16:59	10時間	9時間
17:00～23:59	9時間	8時間

*時差順応している地域の時刻を基準とする。ただし、時差順応している地域は表2により決めるこことし、時差順応している地域が不明な場合は、乗務時間の上限が最も短い時間帯の上限を適用すること。

*計画していた飛行勤務開始時刻が飛行勤務開始前に変更された場合、原則として変更後の時刻に基づく上限を適用することとするが、飛行勤務開始直前に変更が発生し、当該航空機乗組員が既に勤務地に向けて移動しているような場合は、変更前に計画されていた飛行勤務開始時刻に基づく上限を適用すること。

表2 時差順応している地域の考え方

出発地*と到着地との時差	出発地*で勤務を開始した時からの経過時間				
	$t < 48$	$48 \leq t < 72$	$72 \leq t < 96$	$96 \leq t < 120$	$120 \leq t$
$2 < T \leq 4$	到着地				
$4 < T \leq 6$	不明	到着地			
$6 < T \leq 9$	不明		到着地		
$9 < T \leq 12$	不明				到着地

*時差順応している地域を基準とする。

b) 3名の操縦士による運航

航空機内に以下に示す適切な仮眠設備を設けることにより、3名の操縦士により運航を行う場合は、a)に示す航空機乗組員の乗務時間の上限を15時間まで延長することができる。ただし、乗務時間が13時間以上となる運航を行う場合は、クラス1の仮眠設備が備わった航空機を使用すること。また、操縦士1人が操縦席において業務を行う時間が連続8時間を超えないように休息を与えること。

【仮眠設備の分類】

クラス1：操縦席・客室から隔離され、温度調節・調光・騒音からの隔離が可能で、フラットな睡眠姿勢が取れる設備

クラス2：乗客からカーテン等で仕切られ、明るさや音が軽減可能で、十分なリクライニングが可能な設備

クラス3：フットレスト等があり、40度以上のリクライニングが可能な、操縦室又は客室内の設備

c) 4名の操縦士による運航

航空機内に適切な仮眠設備を設け4名の操縦士により運航を行う場合は、a)に示す乗務時間の上限を17時間まで延長することができる。ただし、操縦士1人が操縦席において業務を行う時間が連続8時間を超えないよう休息を与えること。

② 累積乗務時間の上限

航空機乗組員の乗務時間は連続28日間で100時間及び連続365日間で1,000時間を超えないこと。

(2) 飛行勤務時間

① 1回の飛行勤務時間内における飛行勤務時間の上限

a) 2名の操縦士による運航

1回の飛行勤務時間内における航空機乗組員の飛行勤務時間が表3に示す時間を超えないこと。

表3:飛行勤務時間の上限

飛行勤務 開始時刻*	1回の飛行勤務時間内において予定する飛行回数									
	1~2	3	4	5	6	7	8	9	10	
0:00~4:59	11h	10.5h	10h	9.5h	9h	9h	9h	9h	9h	
5:00~5:59	12h	11.5h	11h	10.5h	10h	9.5h	9h	9h	9h	

6:00～13:59	13h	12.5h	12h	11.5h	11h	10.5h	10h	9.5h	9h
14:00～15:59	12h	11.5h	11h	10.5h	10h	9.5h	9h	9h	9h
16:00～23:59	11h	10.5h	10h	9.5h	9h	9h	9h	9h	9h

※時差順応している地域の時刻を基準とする。ただし、時差順応している地域は表2により決めるこことし、時差順応している地域が不明な場合は、飛行勤務時間の上限が最も短い時間帯の上限を適用すること。

※計画していた飛行勤務開始時刻が飛行勤務開始前に変更された場合、原則として変更後の時刻に基づく上限を適用することとするが、飛行勤務開始直前に変更が発生し、当該航空機乗組員が既に勤務地に向けて移動しているような場合は、変更前に計画されていた飛行勤務開始時刻に基づく上限を適用すること。

なお、延長する事が飛行勤務開始前に計画されており、(3)①に示す飛行勤務時間の前後で必要な休養にそれぞれ2時間以上追加するか、飛行後で必要な休養に4時間以上の休養を追加する場合であって、当該飛行勤務時間内に予定される飛行回数が以下の条件を満たす場合は、連続7日間のうち2度まで、表3に示す上限を1時間まで延長することができる。

- ・飛行勤務時間内にWOCLを含まない場合：飛行回数5回まで
- ・飛行勤務時間内にWOCLを含む時間が2時間以内の場合：飛行回数4回まで
- ・飛行勤務時間内にWOCLを含む時間が2時間を超える場合：飛行回数2回まで

ただし b)に示す編成数の追加による延長や(3)②に示す休息による上限の延長と併用してはならない。

b) 3名又は4名の操縦士による運航

3名又は4名の操縦士により航空機を運航する場合は、a)の飛行勤務時間の上限を表4又は表5に示す時間まで延長することができる。

表4：予定する飛行回数が2回以下の場合

編成数	機内仮眠設備の分類		
	クラス1	クラス2	クラス3
3人編成	17h	16h	15h
4人編成	18h	17h	16h

表5：予定する飛行回数が3回以上の場合

編成数	機内仮眠設備の分類		
	クラス1	クラス2	クラス3
3人編成	16h	15h	14h

4人編成	17h	16h	15h
------	-----	-----	-----

②累積飛行勤務時間の上限

航空機乗組員の飛行勤務時間は、連続 7 日間で 60 時間及び連続 28 日間で 190 時間を超えないこと。

③待機

自宅やホテル等の適切な施設(ベッド等が備わり騒音から隔離され温度調節及び調光が可能な個室。以下同じ。)において待機する場合は、以下の条件を満たすこととし、この場合の待機時間は飛行勤務時間に含まないものとする。ただし、それ以外の施設で待機する場合の待機時間は、全て飛行勤務時間に含めること。

- ・待機時間は連続 14 時間を超えないこと。
- ・待機時間とその前後の飛行勤務時間の合計が、2 名の操縦士で運航する場合は「飛行勤務時間の上限に 4 時間を加えた時間」又は「16 時間」のうちいずれか短い時間を、3 名以上の操縦士で運航する場合は「飛行勤務時間の上限に 4 時間を加えた時間」を超えないこと。

(3) 休養等

①勤務終了後から次の飛行勤務までの休養

勤務終了後から次の飛行勤務までは 10 時間以上の休養を与えること。ただし、通勤等により休養時間内で睡眠が可能となる時間が 8 時間に満たない場合は、8 時間を確保するために必要な休養時間を追加すること。

勤務時間内に WOCL が含まれる場合は、勤務終了後の休養に以下の時間を追加すること。

- ・WOCL に含まれる勤務時間が 2 時間未満の場合 : 2 時間
- ・WOCL に含まれる勤務時間が 2 時間以上の場合 : 4 時間

②飛行勤務時間内の休息

飛行勤務時間内に以下の条件を満たす休息を与える場合は、当該休息時間※の 50%の時間まで、表 3 に示す飛行勤務時間の上限を延長することを計画できる。

- ・2人の操縦士によって運航する場合
- ・休息時間※が地上（航空機内を除く。）で連続 3 時間以上確保できること。
- ・休息時間※が 6 時間を超える場合又は WOCL を含む場合は適切な施設を用意すること。

※休息する場所までの移動や、飛行のための業務に必要な時間を除く。

③定期休養

連続する 168 時間を超えないごとに 2 回の夜(1 夜とは現地時刻で 22:00 から 8:00 の間のうち連続する 8 時間をいう。以下同じ。)を含む連続 36 時間以上の休養(以下、「定期休養」という。)を与えること。

ただし、定期休養間に行う勤務について、WOCL を含む勤務が 4 回以上となる場合は、次の定期休養では連続 60 時間以上の休養を与えること。

④時差のある地域間を運航後の休養

2 時間以上の時差がある地域へ運航後、到着地で勤務を終え休養する場合は、(3) ①に示す休養に、時差の半分に相当する時間を追加すること。ただし、時差がある地域間を運航後に本拠地で休養する場合は、表 6 に示す休養を与えること。

表 6 時差がある地域間を運航後の本拠地での休養

本拠地と到着地との間の時差の大きさ	本拠地で勤務を開始した時から、本拠地で休養するまでの経過時間			
	$t < 48$	$48 \leq t < 72$	$72 \leq t < 96$	$96 \leq t$
$4 \leq T \leq 6h$	2 夜	2 夜	3 夜	3 夜
$6h < T \leq 9h$	2 夜	3 夜	3 夜	4 夜
$9h < T \leq 12h$	2 夜	3 夜	4 夜	5 夜

(4) 不測の事態における対応

不測の事態が発生した場合は、機長の判断により、次のとおり乗務時間及び飛行勤務時間の上限を延長することができる。ただし、不測の事態が過度な疲労につながらないよう、延長する時間は最小限となるよう努めなければならない。

①乗務時間の上限の延長

(1) ①a) ~c) に示す乗務時間の上限は、離陸後に発生した不測の事態への対応のために適切な空港に到着する場合は、これに要する時間まで延長することができる。この場合、会社を通じて発生後 28 日以内に航空局安全部航空安全推進室長又は地方航空局保安部運航課長及び統括事業安全監督官へ報告すること。

②飛行勤務時間の上限の延長

(2) ①a) に示す飛行勤務時間の上限は、航空機乗組員の飛行勤務開始時刻以後から離陸前に不測の事態が発生した場合は最大 2 時間まで、離陸後に発生した不測の事態への対応のために適切な空港に到着する場合はこれに要する時間まで、それぞれ延長することができる。この場合、会社を通じて発生後 28 日以内に航空局安全部航空安全推進室長又は地方航空局保安部運航課長及び統括事業安全監督官へ報告すること(離陸前に発生した不測の事態により延長した場合の報告は、上限から 1 時間を超えて延長した場合に限る。)。

(2) ①b) に示す飛行勤務時間の上限は、航空機乗組員の飛行勤務開始時刻から離陸までに不測の事態が発生した場合は最大 3 時間まで、離陸後に発生した不測の事態への対応のために適切な空港に到着する場合はこれに要する時間まで、それぞれ延長することができる。この場合、会社を通じて発生後 28 日以内に航空局安全部航空安全推進室長又は地方航空局保安部運航課長及び統括事業安全監督官へ報告すること（離陸前に発生した不測の事態により延長した場合の報告は、上限から 1 時間を超えて延長した場合に限る。）。

(5) 3 名以上の操縦士により運航する場合の業務交代

①巡航中において副機長 (SIC (Second-In-Command))：巡航中に機長が操縦席を離れて休息をとる場合にその交替要員としての業務を行う者をいう。以下同じ。) が操縦席に着席している場合には、機長は休息をとるため操縦席を離れることができる。

②副機長は次の要件を満たすこと

- イ. 定期運送用操縦士の技能証明及び当該航空機の型式限定を有すること。
- ロ. 適切な乗務経験を有すること。
- ハ. 事業者の指名を受けていること。（ただし、航空法第 72 条の機長の要件を満足する場合は、指名は必要ない。）

③機長、副機長及びその他の航空機乗組員の業務について定められていること。

附 則(令和元年 7 月 5 日 国空航第 625 号)

1. 本基準は、令和元年 7 月 5 日から適用する。

附 則(令和 3 年 4 月 29 日 国空航第 3037 号)

1. 本基準は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 6 年 3 月 29 日 国空安政第 3003 号)

1. 本基準は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。